

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 山沖建設	代表者氏名	山沖 修
主たる営業所の所在地	高知県四万十市楠島1033		
許可番号	高知県知事(般・特27) 第230号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、管

2 処分に関する事項

処分年月日	平成28年12月15日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第11号該当)		
処分の内容			
<p>1 建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し</p> <p>2 取消しをする建設業</p> <p>土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業</p>			
処分の原因となった事実			
<p>同社の代表取締役は、傷害により、中村簡易裁判所において、罰金15万円の略式命令を受け、平成24年3月27日に刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第11号該当)の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項			